

県営繕課と電業協会との意見交換会議事録（令和5年度）

- 1 日 時 令和5年11月9日（木）13時30分～
- 2 場 所 鳥取県庁 議会棟3階 第12会議室
- 3 出席者

鳥取県（8名）

総務部	営繕課	
	課長	下田 悟
	参事	川口 新二
	参事	山下 哲也
	課長補佐（教育施設担当）	加藤 孝徳
	課長補佐（技術企画担当）	衣笠 伸一郎
	課長補佐（一般営繕担当）	井上 克人
	係長（保全担当）	清水 裕詞
	電気技師（保全担当）	安部 拓郎

一般社団法人 鳥取県電業協会（8名）

会長	岡本 安量	(株)ミナミコーポレーション
副会長（東部支部長）	山本 淳	永興電業(株)
副会長（中部支部長）	寺地 建	新陽電気(株)
副会長（西部支部長）	濱田 修	(株)ホクシン
東部副支部長	木原 謙一	キハラ電気工事(有)
中部副支部長	岸田 智則	岸田電気設備(有)
西部副支部長	松田 武志	松田電工(有)
事務局長	太田垣 順	

4 挨拶

(岡本会長) 午前の専門工事業三団体の意見交換会に引き続きよろしくお願ひします。午前中にお話しした内容と重複する部分もありますし、よいやり取りができてまた変化していく箇所もあると思ひますので、忌憚のない建設的な意見交換をしていただきて良い結果ができればと思ひますのでよろしくお願ひします。

(下田課長) 日頃から県の営繕工事の執行にご協力をいただきありがとうございます。今まで高騰する資材の問題や総合評価落札方式等に関する要望をいただきておりますが、すぐには解決できない問題ですので、お互いに情報交換しながら解決策、次の方策を打っていきたくと思ひますので、忌

憚のない意見交換をしていただきたいです。今後も必ず出てくる働き方改革、担い手確保の問題で、県と業界がどう向かっていくかというような話が多くなってくると思いますので引き続きよろしくをお願いします。

5 意見交換

【概要】

電業協会から事前に提出した「意見、要望」について議論した。
結論の出ないもの、最終決着しなかったものもあるが、要点のみ記載した。

(1) 工事設計書のホームページ上での公表について

国土交通省の入札については、入札終了後に、契約後1年間という期限付きではあるものの細目別内訳までの金額が入った設計書の公開をホームページ上で行っており、基本的に誰でもパソコン上で閲覧、ダウンロードが可能となっています。自社の積算との比較、確認や検証という点で今後の積算業務の参考や勉強にもなりますので、インターネット上での設計書の公表について別紙明細も含めて、ご検討お願いできればと思います。

(協会) 意見要望事項 要旨説明

(営繕課) 配付した資料(鳥取県入札閲覧設計書公開内訳書公開サイト)のとおり、県では令和5年度から細目別内訳、別紙明細書共契約から1年間HP上で公表しているのでご確認いただきたい。

公表は契約から1年間であるが、年度途中で公開された設計書は次の年度にも閲覧できるようになっているので確認していただきたい。

(協会) 発注機関で検索するという事は、全ての機関で閲覧できる訳ではないのか。

(営繕課) 営繕課HPで入札・発注情報を押してもらおうと配布資料(鳥取県入札閲覧設計書公開内訳書公開サイト)の画面になって、設計書が契約から1年間閲覧できる。

総務課は見えないがアップすれば可能。企業局、病院局は閲覧出来ないが、本当にできないか聞いておく。

(協会) 参考にしたいので図面も1年間公表してほしい。

(営繕課) 発注図面は公告から入札までの閲覧は可能だが、それ以降は削除される。落札したら図面が入手できるので閲覧の必要はないのでは？

(協会) 他社落札の現場の図面も参考にしたいので1年間公表できないか。

(営繕課) サーバーの容量の問題があるので可能かどうか分からないが、要望があったことは伝える。

(協会) 了解した。

(2) 工事中盤での資材価格の変更における対応について

工事中盤で、資材製造メーカーから、鋼材の販売価格変更の案内が届き、発注者監督員に提示したが、増額の対象とはなりません。工事内容は、必ずしも設計図どおりであるとは限らず、工事の進捗に応じて施工図を作成し承認後に資材を発注します。

先行で、工事数量表とおりに資材の一括手配は難しいため、メーカーからの文書を確認頂き、柔軟に対応していただきたいです。

(協会) 意見要望事項 要旨説明

(営繕課) この内容からいうと契約約款第25条第5項の単品スライド条項に適用される内容だと思う。この条項は県の県土総務課のHPで見えるようになっており、基本的には国交省のマニュアルを基に行われていて、適用するには条件があって、たとえば鋼材、燃料等品目ごとの変動額が請負金額の1/100に相当する金額を超えている、あるいは工期が2か月以上残っている、増額の場合は取り引きを証明する書類が必要、等いろいろな条件がある。今回の要望の条件はわからないが、その条件を満たせばスライド条項を適用させていただく。

(協会) 意見提出者から詳しい話を聞いてないので、この文面からしか汲み取れないし、スライド条項を検討されたかもわからないが、適用されるのに時間がかかり難しいという話を聞いているので、どこまで申請したら適用できるのか、特に鋼材に限らないが調べてみると去年のカタログと定価が違っていたりするものもあるとか、なかなか積み重ねでやると受注者としては苦しい部分もあるので、使い易い制度にさせていただくようお願いしたい。

(営繕課) 意見要望にはメーカーから値上げの案内が届いて、それを提出されたように記載してあるが、マニュアルにも記載してあり、メーカーのカタログや値上げしたという通知だけでは不十分で、受注者が電材店とやり取りして価格がわかるような資料が必要である。

一般的にみて正しいと判断される価格でないといけなくて、そのためには他社からの見積もりを徴収するとかいうことが必要となる。県の営繕工事では物品はメーカー指定しないので最低3社から見積もりを徴収して、それらの金額からみても仕入価格が適当であると判断されなければならない。確かに面倒くさくて手続きが複雑だし、提出した資料によって適用されるかどうかわからない。全国共通で実施している方式なので、1社の見積もりがあればよいとは言えないのでご容赦いただきたい。

それから昨年から申しているが、資材単価の見直しを頻度を上げており、発注直前になって見積もりを取って更新していることで出来る限り価格の格差が生じないようにしているが、どうしてもタイムラグがあり、発注から入札まで1か月経過してしまうので、その間に値上げされたらどう

しようもないところがある。努力はさせていただいているのでご理解いただきたい。

今後のインフレ状況、資材の高騰状況をみれば、当然単価は変わってくる。人件費を変えたら工事総額の1%以上高くなるという年度末と一緒に、インフレスライドの対象になったりするので、たぶん通知が出るのでわかると思うが、そういったことでの対応にさせていただきたい。

スライド条項に該当する内容と思われたら発注者と協議していただきたい。

(協会) 止むを得ないが了解した。物価の動向に注視してご配慮願いたい。

(3) 総合評価落札方式(営繕関係工事)について

最近の電気工事では、小額工事の発注が多くなっている結果と思えますが、1社が連続して複数受注している事例が見受けられます。

これは生産指標額の関係だと思えますが、もう少し平等に受注機会を与える制度に見直していただきたいと思えます。例えば数年前に建築工事で見直しされたように考えていただくと宜しいです。

(別添参考資料)

令和5年度 工種・等級別の企業経営点及び生産指標額等の上限値・下限値について

(協会) 意見要望事項 要旨説明

(営繕課) 総合評価方式は、入札価格、会社の施工能力、配置技術者の能力、受注額を総合的に加味して点数付けして合計点で競い合うものだが、意見要望にあがっている生産指標額は受注額減点に起因するもので、最大4点からマイナス30点まで、生産指標額(会社の規模)が大きいほど受注額減点がつきにくいことになっている。会社の規模が大きいところは、正職員や公用車も多かったりして、会社を維持するための経費がそうでない会社と比べてたくさんかかるであろう。そのような経費を担保するという趣旨で受注額減点、生産指標額が付けられている。

意見要望に「平等」という言葉が使用してあるが、我々としては会社の規模の判別から「公平性」が保たれるように、生産指標額の条件とそれに係る係数「k1」は毎年総務部長が定めるとなっているので、ご意見をいただいたことを念頭に、今後生産指標額の条件とか、「k1値」を検討していきたい。

(協会) 意見要望の最後に「数年前に建築工事で見直しがあった」と記載しているが、これについて確認はされたか。

(営繕課) 確認したがよくわからない。10年前のデータが残っていて、建設業協会との意見交換会の議事録等を確認したところ、総合評価に関する議題が2件くらいあったが、生産指標額に関する内容は確認できなかった。

(協会) 先ほど言われたが、会社の規模とはどういうことを言っているのか。例えば世間一般でいう零細企業、中小企業、大企業とかいう区分か？

(営繕課) まずA、B、Cランクが出てきて、生産指標額がその中に入ってくる。そして生産指標額を1番から決めていくのだが、会社規模を生産指標額で担保している。

県内Aの一番上位の社を生産指標額の上限と考えると。生産指標額が中間の社がなかなか落札できなく、上を見て判断するとあまりにも公平性が欠けるので一番上の社は省いて無いものとして考えてその社を抜くと、現状として4社くらいが上限にかかってくる。

受注額計算について、皆さんはどの計算式を優先されているか？

(協会) 指数にすると二つの計算式があってどちらにされますかと言われるが、数字が小さくなるほうでお願いしますという。

(営繕課) 基本的には1番から最後の社まで一直線のグラフにあらわせるような形にk1を見ていく作業をする。先ほど説明があったように突出したものは常時はじいてほぼ一直線で並ぶ線を決めてk1を決めている。

先ほど建築工事で見直しをしたと聞いたが、やり方を考えるとk1はほぼ決まってくるのでどう見直したのかよくわからない。連続で受注したというのは語弊がある。

以前建設業協会から出ていた要望で、受注額減点が2年間有効となるようにしてほしいという話があったが、それは実施しないという回答であった。

多くの要望があっても本当に上限値を落としてよいものか、良い面もあると思うが、逆に悪い面もあると思うので簡単には落とせないのではないかな。

そのバランス取りはすごく難しく、いじってしまうよりはそれを目指して生産意識を上げていただくとか、点数を上げていただくほうが良いのではないかな。いじりだすとどこまですれば良いのかわからなくなるのが実感である。

(協会) 企業努力が大事ということか。

k1は係数か？ こちらの意見としては上限値を下げたいということであるが。

(営繕課) 上限値を下げるとアッパーが効いてしまう社が増えていく。たとえば上位3社が6、7社になるとか不利益が出る可能性がある。我々は皆さんを公平に見ていかなければならない。

(協会) 確かに上位の社からすると企業努力がなくなってしまうと思うので微妙な話だと思う。

(営繕課) 話は飛ぶが、たとえば中国地方の一番大きな電気工事会社について準県内扱いをさせてもらっているが、その社がなぜ鳥取県の高校生をたくさん採用しているのに工事がもらえないのかという主張をされるが、それに対しては鳥取県として貴社だけではなく中小の会社を優先している。ただ大きい工事については参加してくださいというような準県内の制度でさせてもらっている。

県としても県内の若者たちを雇用していただくというのも大きな命題であろうし、それも一つのバランスかなと思っている。どうか広い心でお願いしたい。

公平に保つことが県の大きな命題である。

結局、県が頑張って工事を出すことが一番かもしれない。

(協会) そのとおり、よろしくお願いしたい。

その他 協会からの意見要望 (工程管理の方法について)

(協会) 後に添付している資料で「働き方改革の推進の申入れ」活動のお願いについてというのがあるが、これに準じたことで、工程管理の方法についてお願いしたいことがある。去年から今年にかけて働き方改革に向けてそれなりの工程を組むという話を伺っているが、どうしても工程のズレとかが生じる。先日の工事担当者の意見交換会でもあったが、月1回の工程会議をやっているだけであれば、その時に県の担当者が工程表のずれを是正勧告して、受注者が是正報告を必ず受けるという監理の仕方を発注者側のほうからお願いできないか。そのことをやっていただかないと工程のかなりのズレが起きている。

当社も2年間、県営住宅の工事について外構工事が出来ないということで工期が1か月伸びた。今年の工事も同じ状況で2か月工期を延長した。

足場組み立て時点で去年の工事のことが反映されていないし、建築が出来ると言って組んだ工程はそれなりに進めてもらうように監理者、発注者のほうでしっかり言っていただきたい。建築工程が伸び伸びになってしまって工期を延ばせばいいように感じる。

文書がないため、言葉でしか言えないが本要望をよろしくお願いしたい。

(営繕課) 要するに電気工事だけでは対応できないということか。

(協会) 工程会議に出席しても不利な状況で、機械設備が先に管を埋設すればよいのに、その前に足場を設置してしまう。足場を外した時に工期が終わる。そうすると機械設備が配管できないので工期延期することになる。1回ならず同じことを繰り返している。

(営繕課) 工程を反映できないのは、前年の工区がAEMの分離発注で一つの工区を建築が主体で動いている工事についてのことか。

(協会) そのとおり。分離発注すべての工事について実質建築がしっかり管理できていればよいが、同じことの繰り返しで、自社に職員の都合で影響を受ける。遅れるのは仕方がないがきちんと監督員が言ってほしい。具体的な事例を出して申し訳なかったが、よろしく協力体制を取っていただきたい。

監理業務を委託している設計監理者(建築・設備担当)では、建築業者には面と向かって言えない。

(営繕課) いろいろな条件があると思うが、設計段階での話は一工区、二工区を同時に設計する場合の反映は可能なので、そのような事象が起こった時点で当然二工区の工程は見直しをかけなければならない。同じ監督員なら出来るが、監督員の交代とかもあるので、その事象が起こった時点でやっておくことが大事だと思うので、努力していかなければならないと思った。

そうしないと実際の工期を住民に伝えていかなければならないので、その時点での工期の見直しは大切である。是正についてはやるべきで、手段があるかないかを検討し、なければ工期延期をする必要がある。そのような事案が出てきたらすぐに連絡していただきたい。

すぐに連絡いただいたら、当課から出先機関に聞き取り、是正すべきところはするように言う。

(協会) これからは、しっかり4週8閉所を含んだ工程が組まれるという事でよいか。

(営繕課) 来年以降4週8閉所が本格的に稼働して、ちょっとしんどかったというような事例があれば言っていただきたい。

実際に改修工事で工程を組むというのは難しい。順番はわかるけれども、それがその期間に納まっているがどうかは事例を見ながら、週休2日を足していくというやり方しかできない。実現が難しいと思うとかいろいろなご意見をいただけたらありがたい。

(協会) 県の工事では分離発注をしていただけてありがたいが、やはり建築主体のため建築の工程で進められる。先回の意見交換会でも言ったが、きちりした工程で週休2日にしていこうと思えば、3者がしっかり工程を守っているかということを経営に言ってもらわない限り、EMは絶対週休2日は出来ない。現場監督員に言っても頭が上がらないし、建築からは分離発注だから勝手にしろと投げられてしまうので、結局夜間、土日の作業をしないと難しい。きちりした工程管理をしていただかなければ夢のような話である。

工程管理をきちりしないと安全も品質も落ちてしまう。

去年の具体例として県営住宅の工事をさせてもらって、工程が遅れるから夜間したが、住民の苦情があつて工事がストップした。建築は苦情がないと工事を止めないし、苦情があつたことを県には報告しない。そのしわ寄せは全て設備にきてしまう

逆の話で契約工程より短縮したら点数は良くなるか？

(営繕課) そのとおり。

(協会) 建築はそのことを結構する。短縮しようということでEMについてきてくれと言う。それはそれで段取りするからよいが、違うしわ寄せが入る時がある。

(営繕課) 工期を残すことによって、対象工事は実際に着手した時から工事が完了するまでなので、3週間でも残せば工事全体で4週8休を取ればよく、4週8休は確保できるかもしれない。

(協会) 土木工事みたいに元請けと下請3者なら出来るが、営繕工事は短縮出来ない。改修にしても新築にしても人がいない。これからは無理だと思う。

(営繕課) 働き方改革を進める上では工程管理は重要になってくると思う。これから我々も勉強しながらどういう状態になるのかを確認しながら検討させていただきたい。

6 県からの議題

(1) 県からの質問等 (等級別の工事量について)

(県) 要旨説明 (別紙資料のとおり)
ご意見あれば聞かせていただきたい。

(協会) 今期A級工事が少ないのでつらいような話になるが、工事予定価格が税別か、税込みかについて、以前協会からも言ったことがある。予定価格が鳥取市は税別、県は税込みで発注されているので揃えていただければいいと思う。市は税別で予定価格1,500万円以上でないと工事がA級対象になれないが、県は予定価格1,400万円でもA級対象となる。

B級、C級の工事でも工事量が少ないので県も税別に変えるような要望をしてはどうか。現在これをされたら厳しいが、今後のことを考えてあげるような対策はこのあたりが良いと思う。

(営繕課) そうなると電気だけという話ではなく全ての工種がそうならなければならぬので、なかなか難しいと思う。それならばラインを変えたほうが早い気がする。今まで税を入れていたのを税抜きのラインにするのは通らない。

(協会) 消費税が上がってきて工事金額もどんどん低いところから上がってきているが。

(営繕課) インフレの話もあるのでいずれラインも上げることになると思っていて。ただ幸いなことに現在LED工事があって範囲を調整しやすいので、何とでも分割して出せると思う。

それでも限界があり、インフレが進んでいけば確かにCの工事がBに、Bの工事がAになる可能性もある。Cで頑張っている協会員もお

られるのでそこはちゃんと見てあげなければならないと思う。これは電業協会だけでなく管や建築も同じなので、そういう話が皆さんから上がってくるようであれば考えなければならない。という趣旨で今回はどうでしょうかという質問をさせていただきました。

(協会) これはいずれなることだと思うので、なかなか500万円以上の仕事は出ない

建築資材は高止まり状態が続いているので下がることはないと思う。

言われるとおりにかなと思う。先般米子市と管工事と3者で意見交換したが、確か管工事から同じような話があって、米子市からは見直しできないのではないかなと言われたが、物価納品の上昇のどのあたりを起点とするかはあるが、以前と比べてどれくらい上がったか、そういうリスクを考えて、それなりの等級の引き上げをするべきかなと思う。

(営繕課) 近々そういう議論をしなければならない時期が間違いなくくると思っている。

(協会) 今年だけかもしれないが、衛生環境研究所の高圧ケーブルの取替工事がC級で出ていて、C級がいなくて、県の監督員から電話があって受けてもらえないかという話があった。契約書の押印をしていないのでまだ契約となっていないかもしれないが、変更契約して追加で入れ込むと思う。受けようとは思いますが今後もそういった事例も出てくるのか。

(営繕課) 受け手がない少額の工事というのは魅力のない仕事というか、いろいろな条件があって受け手がない時、各出先機関でもある事例だと思う。その時の対応の手法としてそういうケースはあると思う。

工事をやらざるを得ないということで、電気だけの話ではなく、特に中部は建築や、塗装、防水等、すごく皆苦勞している。

三朝町の小中学校工事の件があってその影響も大きいと思う。

(協会) 三朝町も倉吉市もJVで2社が出で来る。

(営繕課) 申し訳ないがよろしく願いたい。

(2) 県からの情報提供

資料1：地域の建物づくりを支える人材育成支援事業について（概要）

(営繕課) 要旨説明（別紙資料のとおり）

これらの支援事業は電業協会では利用されているが、知らない会員があれば知らせてほしい。予算の半分しか利用されてなく、このままいくと実績を見て減らされる。ぜひとも利用してほしい。

7 その他

○協会からの情報提供

資料：「働き方改革の推進申入れ」活動のお願いについて

(協会) 要旨説明 (別紙資料のとおり)

この申し入れ事項は、協会内にも周知している。

(営繕課) 本資料の申し入れ事項にある「4週6閉所」については、工事担当者の意見交換会でも話したと思うが、来年度からは全部の工事(単独、一括工事も含む)で実施する。年度初めから開始するが、出来なかった場合の罰則は考えていない。

○営繕課からの質問 (ケーブルの納期について)

(営繕課) 先週出先機関から高圧ケーブル (E Eケーブル、エコケーブル)が入ってこない。受注も止められているとかいう噂が入ってきているが、実態はどうか。

(協会) ケーブル類は熊本 (半導体工場の建設) に全部持っていかれてなかなか入手できない。高圧ケーブルというような具体的な品目はわからない。かなり熊本に流れている。国のプロジェクトみたいなもので優先されている。

先月、材料が入らないことはないけれど、納期が明確に出来ないという話はあった。

(営繕課) 先ほども言ったが、高圧ケーブルの取替工事を出す時に、どのくらいの工期に設定すればいいのか悩んでいる。

(協会) ケーブルより機器 (キュービクル等) のほうが納期がかかっている。

(営繕課) 機器 (キュービクル) は具体的に何が遅いのか?

(協会) V C B、内部のリレーとかが遅い。今からの発注であれば年度末には間に合うと思う。

○協会からの質問 (週休2日工事について)

(協会) 来年度から週休2日工事が全工事で実施されるとのことだが。繰越工事の対応はどうなるのか?

(営繕課) 今年度契約する繰越工事については、出来れば増額変更で対応する。週休2日による上昇分の労務費を最終的に増額変更するというやり方で実施。

閉会の挨拶

(山本副会長) 本日はありがとうございました。来年度から工事が週休2日になるのはありがたいと思います。資格取得に取り組んでいただくように、どんどん受けていただくように依頼します。

以上